

歩きタバコをなくそう！ 新宿フォーラム レジюме

(渋谷区環境清掃部)

1 渋谷区の歩きタバコの取り組み

① 「きれいなまち渋谷をみんなで作る」条例の制定

② 「渋谷区分煙ルール」について

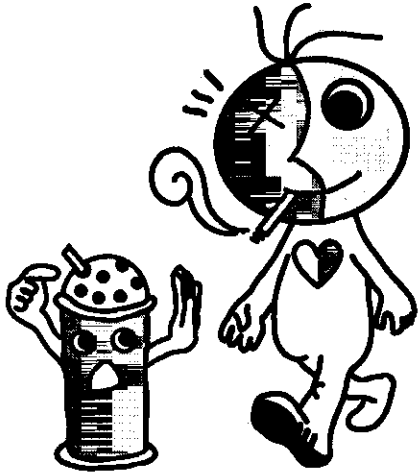
③ 啓発キャンペーンの実施と成果

④ 今後の検討課題

2 その他

渋谷区分煙ルール

①歩行喫煙はしない



②たばこは決められた場所で吸う



渋谷区分煙ルールの目的と考え方

「渋谷区分煙ルール」は、区内全域で「歩行喫煙はしない」「たばこは決められた場所で吸う」という指針を徹底することにより、まちの美化と安全を図ることを目的としています。

路上での喫煙は、所定の喫煙所または迷惑にならない場所で立ち止まり携帯灰皿を使うなど、周辺の安全を確認して行うとともに喫煙者と非喫煙者との棲み分けによる共存の社会を目指します。

不特定多数の人々が、昼夜を問わず往来する渋谷の特性を踏まえ、罰則による一律的な取締りではなく、区、区民、事業者が連携し清掃・美化活動や啓発活動を推進することにより、喫煙者一人一人のモラルやマナーの向上を図っていくというものです。

重点地区の指定

平成16年4月に、乗降客が多い渋谷駅を中心に原則、半径300m以内を渋谷区分煙ルール重点地区として指定するとともに、喫煙所15箇所を設置しています。

重点地区内では、啓発活動や清掃活動の充実を図るほか、喫煙所以外での歩行喫煙は禁止としています。

その他の主要駅についても地元での協議や地区美化推進委員会との準備が整ったところから順次指定する予定になっています。

